

ATA カルネハンドキャリー通関の流れ

動画でもご覧いただけます

通関は、日本から出国時、一時輸入国に入国時、一時輸入国から出国時、日本に戻って来た入国時に、カルネを使用して行います。
ATA カルネと ATA カルネ記載の物品を携帯し各税関へ赴いてください。



ハンドキャリー通関の流れ



ATA カルネ記入例

① 日本を出国する時（輸出通関）

空港到着後、各航空会社のチェックイン前（荷物を預ける前）に税関へ赴き、カルネに記入申告して、日本からの輸出通関手続きを行ってください。その後、各航空会社のチェックイン、出国の手続きを行います。

※事前にオンラインチェックインされている場合は空港到着後、税関にて輸出通関手続きを行ったあと、必要があれば各航空会社指定のカウンターにて荷物を預けてください。

② 一時輸入国に入国する時（輸入通関）

一時輸入国に到着して、パスポートを提示する入国の審査後、ベルトコンベアで荷物がでてくるセキュリティエリアに向かいます。セキュリティエリア内にある税関でカルネ輸入通関を行います。ロビーを出る直前にゲートやカウンターで「申告物あり/なし」と分かれている場合は、必ず「申告物あり」を通り、カルネ通関を行ってください。

※輸入通関時に、出国時のカルネ通関手続きの場所や営業時間を確認することを推奨します。空港により営業時間が異なり、通関場所も別の建物の場合があります。

③ 一時輸入国から出国時（再輸出通関）

空港到着後、各航空会社のチェックイン前（荷物を預ける前）に税関へ赴き、カルネで一時輸入国からの出国（再輸出通関）手続きを行なってください。その後、各航空会社のチェックイン、出国の手続きを行います。

※事前にオンラインチェックインされている場合は空港到着後、税関にて再輸出通関手続きを行ったあと、必要があれば各航空会社指定のカウンターにて荷物を預けてください。

④ 日本に戻って来た時(再輸入通関)

パスポートを見せる入国審査後、セキュリティエリア内にある税関でカルネ通関手続きを行ってください。成田税関や羽田空港では、カウンターで「申告物あり/なし」と分かれています。必ず「申告物あり」を通り、カルネ通関を行ってください。

申請内容により、①～④の証書枚数が増えます。

使用後のカルネは速やかに当協会へ返還してください。（送付可）